

令和8年8月28日16時 00 分
木津川上流河川事務所

室生ダム(淀川水系宇陀川)で取水制限を実施 ～第1回 室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)にて決定～

記録的な少雨傾向に伴い、8月28日午前0時現在、淀川水系宇陀川の室生ダムの貯水量が4,161千 m^3 (貯水率51.1%)まで低下しており、渇水調整の目安である50%を下回る見込みとなりました。

このことから、「淀川水系(室生ダム水利用協議会)渇水対応タイムライン」(別紙1)に基づき、本日「第1回室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)」を開催し、取水制限を実施することなどを確認しました。(別紙2)

今後の降雨次第では、給水制限等が必要となる可能性があります。その際には、水が出にくくなるなど市民生活への影響がでる場合があります。

今後も節水にご理解、ご協力をお願いいたします。

【取水制限の実施内容】

- 日 時:令和8年8月29日(土) 9:00 より取水制限開始
- 水道用水:許可水利権量から20%の制限
- 農業用水:許可水利権量から20%の制限(9月5日から30%の制限に強化)

<取 扱 い> ———

<配付場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、名張市政記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省 近畿地方整備局

木津川上流河川事務所

副 所 長

はやし たかひろ
林 貴宏

管理課長

ふくはら けんせい
福原 健生

電話: 0595-63-1611(代表)

淀川水系(室生ダム水利用協議会)渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

室生ダム貯水率			状況	制限と 目安日数	河川管理者 (国・県 等)	自治体 (県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道局 等)	一般家庭・事業者 等	
非洪水期 10/16 ～6/15	第1期 洪水期 6/16～ 8/31	第2期 洪水期 9/1～ 10/15							
43% ▽程度	75% ▽程度	93% ▽程度			適正な河川管理		適正な施設管理		節水
					◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等		◆庁舎等の水回りの整備・点検 ◆取水・送配水施設の整備・点検		◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 等
					◆気象情報、ダム貯水率等の確認		◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認		
					情報発信、啓発		対策検討		
					◆ダム等の水源情報の発信	◆節水広報、節水呼びかけ等	◆自主節水、節水要請等の検討		
貯水率が低下傾向にあり、 水利用を自主的に制限し ている状況					情報収集、体制構築		情報収集、節水推進		
					◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との 情報連絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆自治体情報の確認	◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進	
					◆適正な利水補給、河川環境の確認				
					情報発信、啓発	対策実施			
30% ▽程度	50% ▽程度	61% ▽程度			◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給事業)		
貯水率の低下が進行し、段 階的に水利用の制限を強 化している状況					情報収集、渇水対策の推進		情報収集、対策推進		
					◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との 情報連絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限 等)	◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化		
					◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認	◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周 知	◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	◆農業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調 整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	
					情報発信、啓発	渇水対策のさらなる推進			
12% ▽程度	20% ▽程度	25% ▽程度			◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施		
貯水率の低下が深刻化 している状況					情報収集、渇水対策の強化		情報収集、対策強化		
					◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との 情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動	◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮	
					情報発信、啓発				
					◆ダム等の水源情報の発信	◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化			
▽0%									

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「室生ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおその目安として示したのですが、実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して室生ダム水利用協議会等で決定されます。

※このタイムラインでは、室生ダム貯水率の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおその目安です。

※このタイムラインは、室生ダム水利用協議会に基づく関係機関で共有し作成したものです。

室生ダム渇水対策について

令和 8 年 8 月 2 8 日
室生ダム水利用協議会
申 し 合 わ せ

本日0時現在、室生ダムの貯水率は51.1%となっているが、今後もまとまった降雨がなければさらなる貯水率の低下の恐れがあるため、以下のとおり渇水対策を実施することを申し合わせる。

1. 節水PRを積極的に推進する
2. 8月29日9:00より、一律20%の取水制限を実施する
3. 農業用水については、9月5日9:00より30%へ取水制限を強化する
4. 水道用水、農業用水とも制限後の取水量については許可水利権量を基準とする
5. 取水制限の解除もしくはさらなる強化については、貯水状況を引き続き注視しつつ、適切な時期に室生ダム水利用協議会（渇水調整会議）を開催して決定するものとする